

# 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

令和6年4月1日

サービスの種類  厚生労働大臣が定める資格の種類	居宅介護サービス費					重度訪問介護サービス費
	居宅介護中心	通院等介助中心 (身体を伴う)	家事援助中心	通院等介助中心 (身体を伴わない)	通院等乗降介助中心	従事できる者に 重度訪問介護等に
介護福祉士、実務者研修修了者	○	○	○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師 (旧)居宅介護従業者養成研修1・2級修了者	○	○	○	○	○	○
介護職員初任者研修修了者、(旧)介護職員基礎研修修了者 (旧)訪問介護員養成研修1・2級修了者	○	○	○	○	○	○
障がい者居宅介護従業者基礎研修修了者 (旧)居宅介護従業者養成研修3級修了者	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%	○
(旧)訪問介護員養成研修3級修了者	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%	○
重度訪問介護従業者養成研修修了者 (旧)日常生活支援従業者養成研修修了者	● 重訪	● 重訪	● 90%	● 90%	● 90%	○
同行援護従業者養成研修修了者(一般課程)	×	×	×	×	×	×
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	×	×	×	×
視覚障がい者外出介護従業者養成研修修了者又は、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認められた者	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×
全身性障がい者外出介護従業者養成研修修了者又は、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認められた者	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	○ ※移動介護の従事に限る
知的障がい者外出介護従業者養成研修修了者又は、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認められた者	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×
身体障がい者・知的障がい者・児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者で、都道府県知事(大阪市長・堺市長含む)から必要な知識及び技術を有すると認められた者(ホームヘルパー)	● 70%	● 70%	● 90%	● 90%	● 90%	○
身体障がい者・知的障がい者・児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者で、都道府県知事(大阪市長・堺市長含む)から必要な知識及び技術を有すると認められた者(知的障がい者ガイド)	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×
身体障がい者・知的障がい者・児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者で、都道府県知事(大阪市長・堺市長含む)から必要な知識及び技術を有すると認められた者(視覚障がい者ガイド)	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	×
身体障がい者・知的障がい者・児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者で、都道府県知事(大阪市長・堺市長含む)から必要な知識及び技術を有すると認められた者(全身性障がい者ガイド)	×	● 70%	×	● 90%	● 90%	○ ※移動介護の従事に限る
○	サービスに従事できるもの					
●90%	サービスに従事できるが、所定単位数の90%に相当する単位数を算定するもの					
●70%	サービスに従事できるが、所定単位数の70%に相当する単位数を算定するもの					
●重訪	サービスに従事できるが、重度訪問介護サービス費の所定単位数で算定するもの					

